

松浦市の給与・定員管理等について

職員の給与の状況については、市報12月号において概略を公表していましたが、詳細な内容について以下のとおり公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

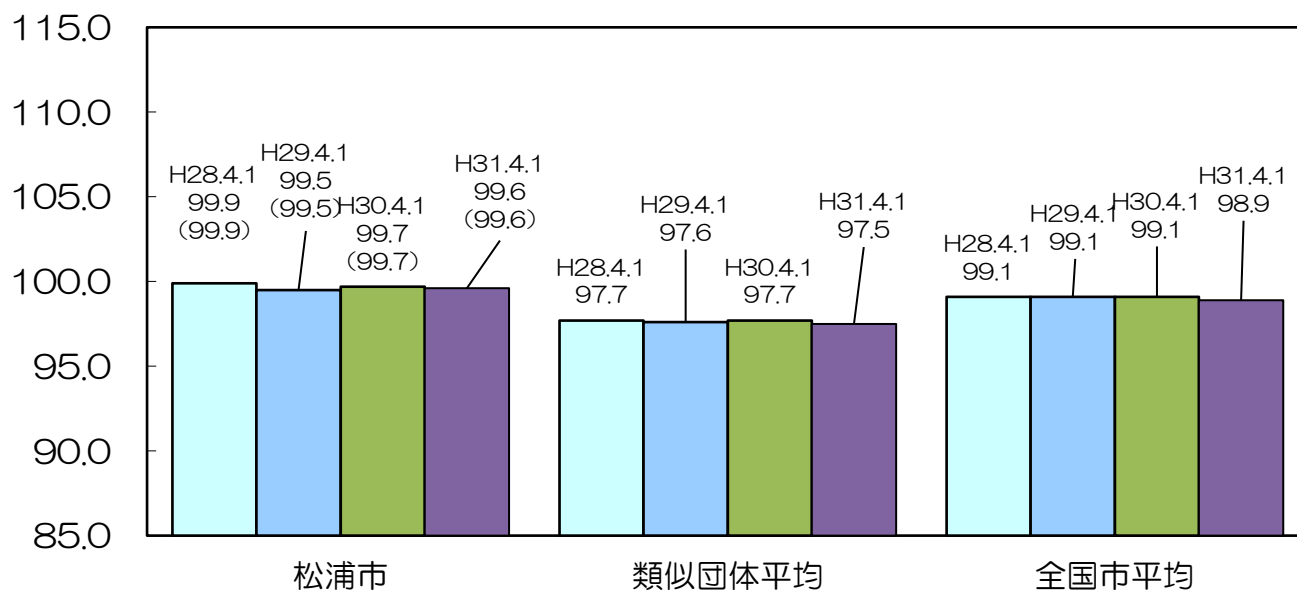
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
30	22,966	20,247,962	576,094	2,980,811	14.7	14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30	326	1,307,536	201,542	508,549	2,017,627	6,189	5,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直しに取り組むとされている

① 給料表等の見直し

〔 実 施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）支給地域で勤務する職員に対し、国と同様に割合により支給。

（実施時期）平成27年7月1日。国と同様の見直しを実施。

（参考）

		平成26年度の 支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
			4月1日時点	遡及改定後				
国基準による 支給割合	福岡市	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	長崎市	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
松浦市の 支給割合	福岡市	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	長崎市	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を国と同様で新設。単身赴任手当について、国と同様の見直しを実施（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松浦市	43.3 歳	335,551 円	387,010 円	359,363 円
長崎県	43.6 歳	321,499 円	396,172 円	355,821 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	42.3 歳	316,015 円	376,662 円	342,586 円

② 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松浦市	50.3 歳	436,214 円	497,007 円
長崎県（小・中学校）	46.4 歳	378,351 円	429,535 円
類似団体（小・中学校）	40.3 歳	296,739 円	328,216 円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区分		松浦市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円	148,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(31年4月1日現在)

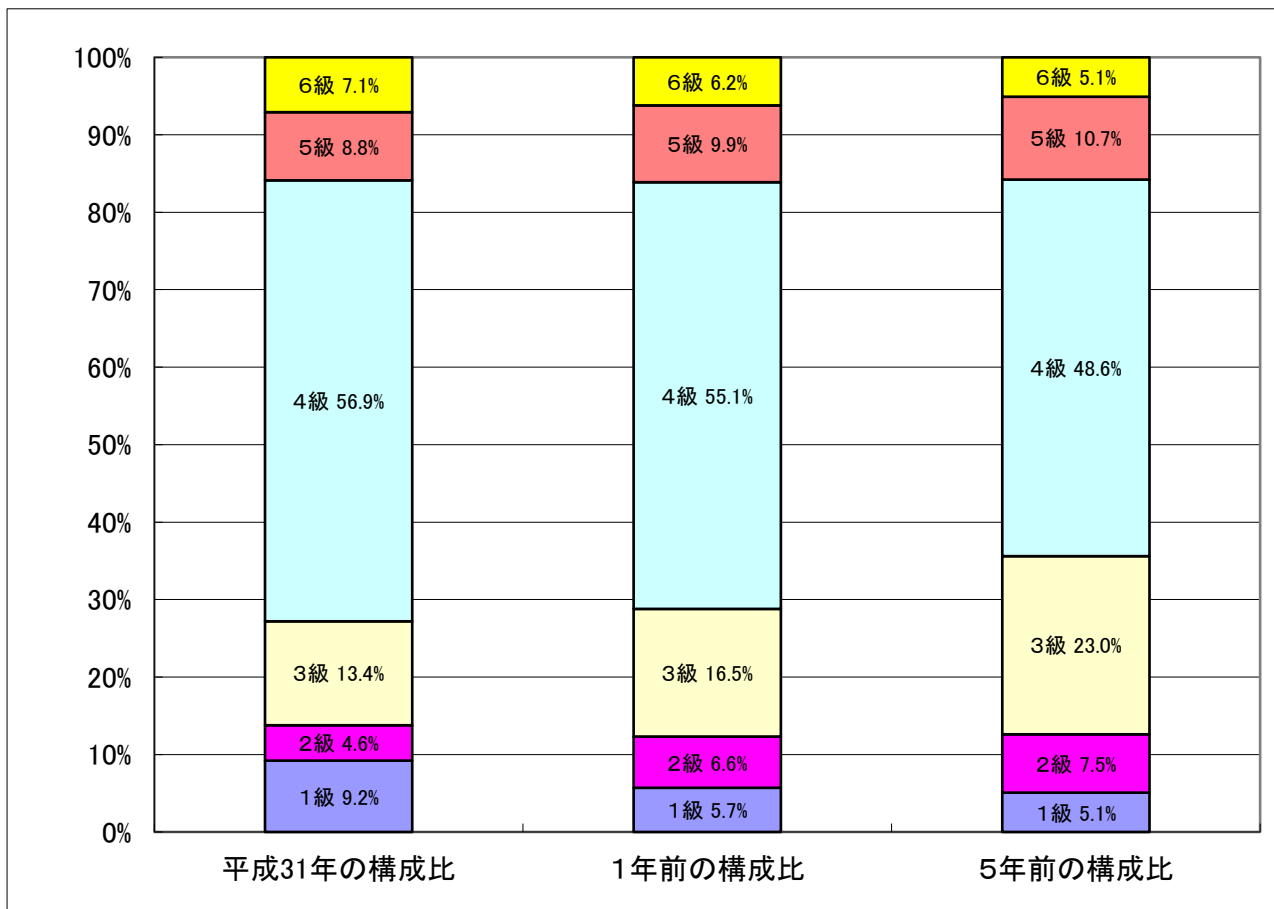
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,800円	289,000円	341,100円
	高校卒	214,700円	253,800円	289,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

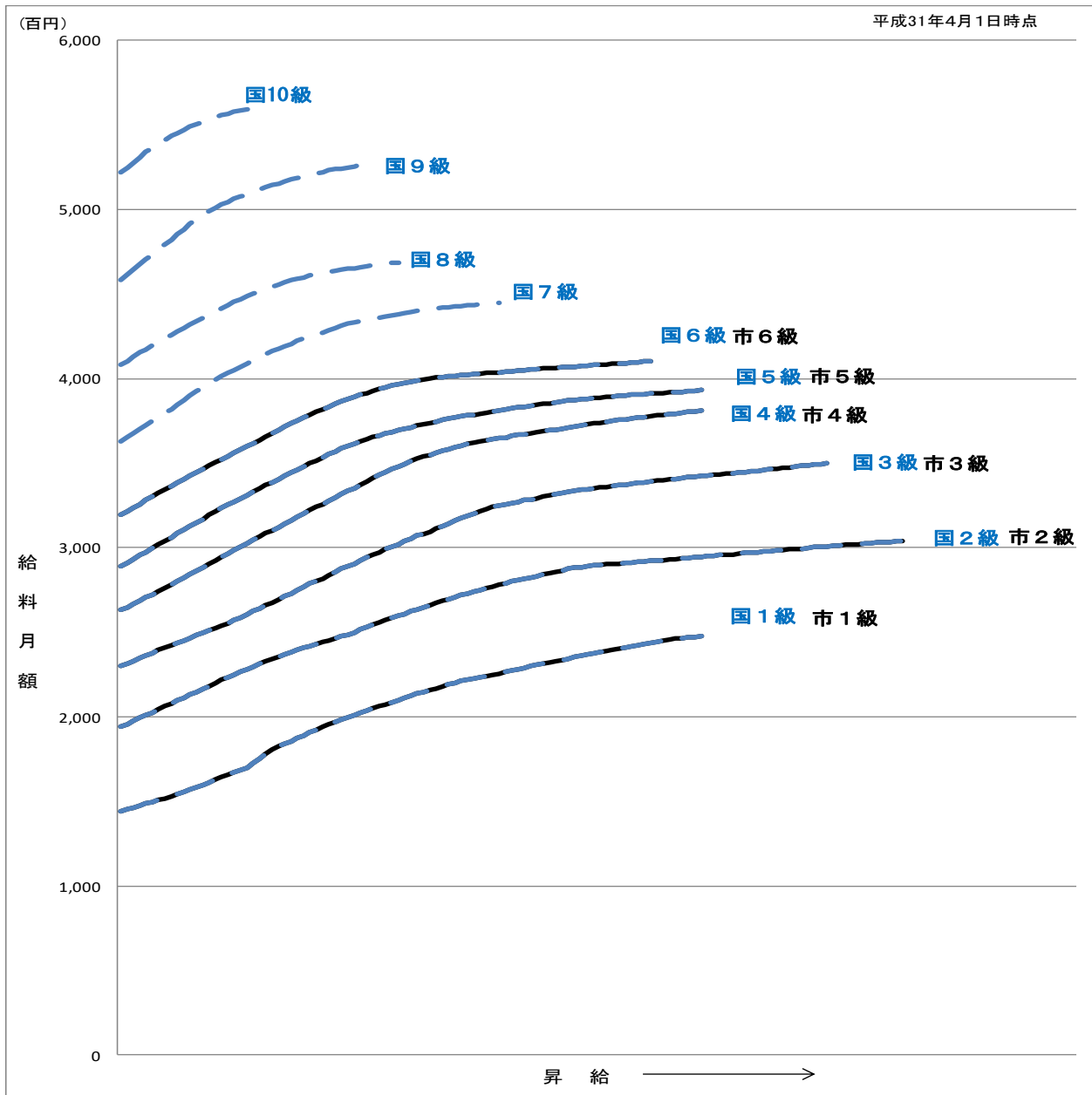
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	22人	9.2%
2級	比較的高度の知識又は経験を必要とする職務	11人	4.6%
3級	係長の職務及びこれに相当する職務 特に高度の知識又は経験を必要とする職務	32人	13.4%
4級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務 相当の経験を経た係長及びこれに相当する職務 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする困難な職務	136人	56.9%
5級	課長の職務及びこれに相当する職務 相当の経験を経た課長補佐及びこれに相当する職務	21人	8.8%
6級	相当の経験を経た課長及びこれに相当する職務	17人	7.1%
合計		239人	100.0%

- (注) 1 松浦市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年度中における適用	松浦市		国	
	管理職員 (課長職)	一般職員	特定管理職員	一般職員
<input checked="" type="checkbox"/> 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
<input type="checkbox"/> 人事評価を実施していない				

松浦市では、全職員を対象とした人事評価制度を実施していますが、原則として昇給に差を設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 浦 市		長 崎 県		国	
1人当たり平均支給額（30年度） 1,620 千円		1人当たり平均支給額（30年度） 1,742 千円		—	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における適用	松浦市		国	
	管理職員 (課長職)	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
□ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

松 浦 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）			定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）		
1人当たり平均支給額		20,798 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給額等については、水道事業等の企業職職員を除きます。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		908 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		181,606 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
福岡県福岡市	10 %	1 人	10 %
長崎県長崎市	3 %	4 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	14,637 千円	診療所事業を除いた場合	4,419 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	147,847 円	//	48,562 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	31.0%		
手当の種類 (手当数)	12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当 (徴収)	市税の徴収の事務を主たる職務とする職員	市税の賦課	月額 10,000円
福祉現業手当	福祉現業に従事する職員	保護の廃止、変更、廃止及び査察指導事務	月額 10,000円
行路病人、行路死亡人収容手当	行路病人、行路死亡人の収容に従事する職員	行路病人、行路死亡人の収容	1件につき 2,000円以内
診療所医師手当	診療所に勤務する医師	医師業務	予算の範囲内において任命権者が定める額
理学療法士手当	福島診療所に勤務する理学療法士	理学療法士の業務	月額 100,000円以内
夜勤手当	診療所看護師等	深夜における看護等の業務	2,150円~3,550円
犬猫死体処理手当	犬猫死体等の処理作業に従事した職員	犬猫死体処理	1回につき 500円
緊急出務手当	消防・防災業務に従事する職員 (消防職員を除く) 及び診療所に勤務する技術吏員	時間外の緊急的業務	1回につき 300円
用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	土地の取得等及び損失に係る交渉	1回につき 300円
消防職員傷病者収容手当	消防職員	救急自動車による傷病者の収容	1回につき 200円
消防職員夜間勤務手当	消防職員	深夜における消防の業務	1回につき 300円
感染症防疫手当	感染症の防疫作業に従事する職員	感染症の防疫作業	1日につき 300円

(注) 支給額等については、水道事業等の企業職職員分を除きます。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	67,166 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	199 千円
支給実績 (29年度決算)	73,949 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	234 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円、16歳から22歳の子には、5,000円加算	同		57,047 千円	281,019 円
住居手当	家賃月額23,000円以下は12,000円を控除し、23,000円を超える場合は、超える額の2分の1を11,000円に加算した額	同		32,834 千円	278,254 円
通勤手当	交通機関等利用者は、運賃相当額(限度額55,000円)自動車等利用者は、2キロメートル以上の距離区分に応じて算定	同		26,369 千円	103,004 円
管理職手当	職務に応じて定額 最低 16,000円 最高 72,000円	異	職務の級及び区分に応じて定額 (俸給の特別調整額) 最低 46,300円 最高 146,400円	15,672 千円	373,143 円
休日勤務手当	勤務時間1時間につき勤務1時間当たりの給料月額に100分の135を乗じて得た額	同		16,968 千円	123,854 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円、 医師 20,000円、 診療所に勤務する職員 7,200円	同		1,791 千円	447,700 円
夜間勤務手当	勤務時間1時間につき1時間当たり給与額に100分の25を乗じて得た額	同		5,752 千円	84,584 円
単身赴任手当	月額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて70,000円を超えない範囲内で加算有	同		792 千円	396,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円を超えない範囲	同		198 千円	12,375 円

(注) 支給額等については、水道事業等の企業職職員を除きます。

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区分		給料	月額	額	等
給料	市長	800,000 ()	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 950,000 円 / 259,000 円	
	副市長	656,000 ()	円	772,000 円 / 483,000 円	
報酬	議長	413,000 ()	円	545,000 円 / 230,000 円	
	副議長	340,000 ()	円	474,000 円 / 200,000 円	
	議員	322,000 ()	円	442,000 円 / 180,000 円	
期末手当	市長 副市長	(30年度支給割合) 3.35 月分			
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 3.35 月分			
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職年数×600/100	(1期の手当額) 19,200千円	(支給時期) 在任期間ごと	
	副市長	給料月額×在職年数×360/100	9,446千円	在任期間ごと	
	備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	議会	5	5	0	<ul style="list-style-type: none"> 退職者不補充による減 事務事業見直しによる減 職員派遣研修に伴う人員減 消防団業務移管に伴う人員減
	総務	65	63	△2	
	税務	13	12	△1	
	農水	26	26	0	
	商工	18	17	△1	
	土木	39	39	0	
	民生	42	42	0	
衛生	17	16	△1		
	計	225	220	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.55 人)
	教育部門	34	34	0	
	消防部門	67	65	△2	・組織・機構改革に伴う人員減
	小 計	326	319	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 140.38 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.49 人)
公営企業等会計部門	診療所	22	22	0	
	水道	11	11	0	
	下水道	6	6	0	
	交通	0	0	0	
	その他	29	29	0	
	小 計	68	68	0	
合 計		394	387	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.30 人
		[442]	[442]	[0]	

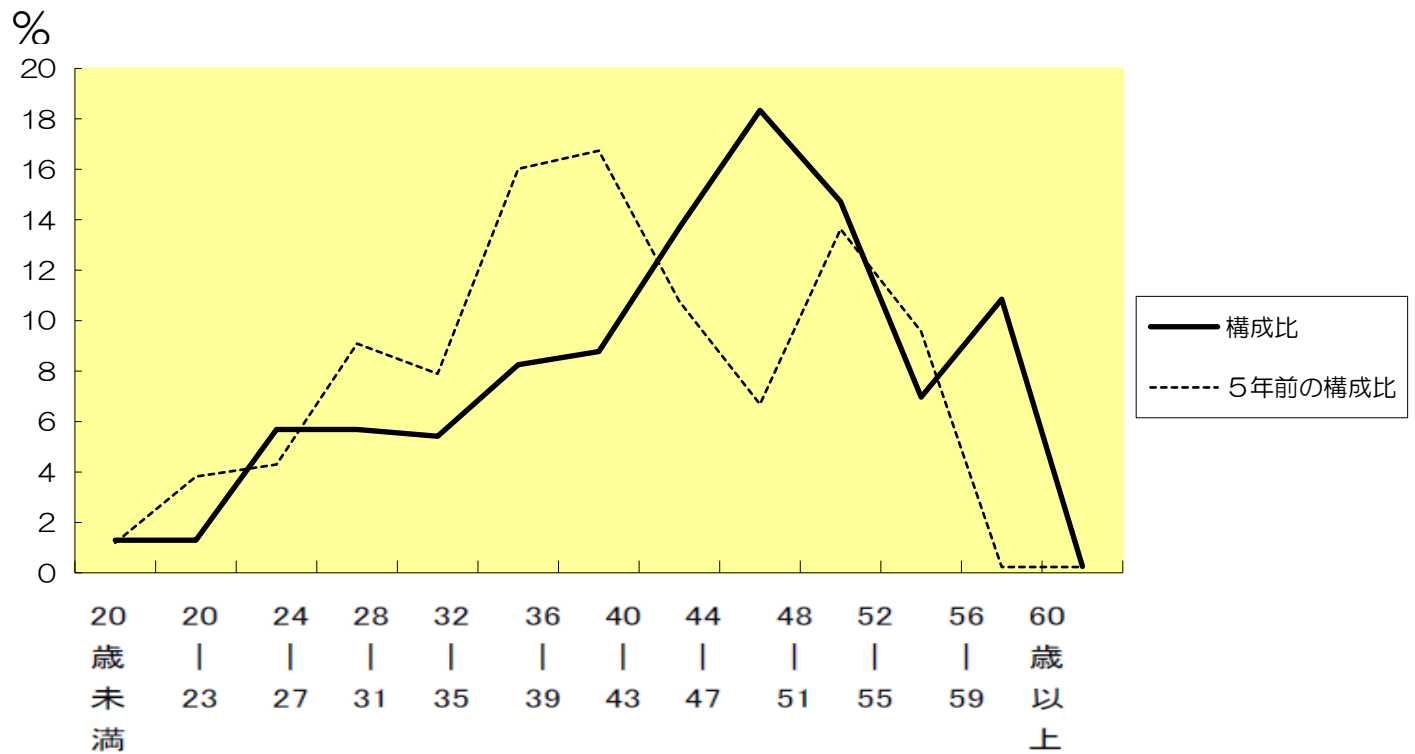
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	22人	22人	21人	32人	34人	53人	71人	57人	27人	42人	1人	387人

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。



(5) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		233	231	232	226	225	220	▲13	(▲5.6%)
教育		38	37	36	34	34	34	▲4	(▲10.5%)
消防		68	67	65	66	67	65	▲3	(▲4.4%)
普通会計		339	335	333	326	326	319	▲20	(▲5.9%)
公営企業等会計		80	77	72	69	68	68	▲12	(▲15%)
計		419	412	405	395	394	387	▲32	(▲7.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 休暇の種類

年次休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇、組合休暇・

(2) 一般職員の勤務時間の状況及び年次有給休暇の取得状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

年次休暇	内容	平均取得日数
	1年に20日付与（4月1日付新規採用職員は15日） 年末に年次休暇の使用残数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。	9.8日

(注) 平均取得日数は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までのものです。

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	内容	平成30年度の状況
分限	分限処分とは、公務の能率を維持する見地から、勤務成績が良くない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で後任、免職、休職、降給させることができるものです。	休職6人 (心身の故障によるもの)
懲戒	懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告になるものです。	0人

10 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されます。

□平成30年度の主な承認件数（のべ人数）

消防団活動、組合交渉、他公的団体業務従事、研修、人間ドック受診 等
416人

(2) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねる、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

□平成30年度の主な承認件数（のべ人数）

統計調査・指導員	有害鳥獣駆除従事者	各種委員等
12人	0人	5人

11 職員の研修の状況（平成30年度）

研修区分	内容	受講者数
階層別研修	職階ごとの研修（中堅職員・監督職員研修等）	18人
派遣研修	長崎県、公益法人等への派遣研修	5人
専門研修	専門的な部門ごとの研修（人事評価、法制執務等）	98人
その他	救命講習、接遇研修、松浦未来会議研修等	382人
合計		503人

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合及び公務災害補償

区 分	実施主体	内 容
共済制度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付などに関する事業を行っています。 民間事業者に例えると、社会保険、厚生年金などに相当します。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づき補償を受けます。

(2) 健康管理

職員の心身の健康を確保するために定期健康診断を行っています。

項 目	平成30年度に実施した主な内容		
健康管理	定期健康診断・人間ドック	受診者数	401人
	ストレスチェック	受診者数	303人
	VDT健診	受診者数	32人
福利厚生活動	スポーツ大会、その他レクリエーション等	総費用 805千円	1人当たり費用 2,043円

(3) 公平委員会に対する措置要求・不服申立て

項 目	件 数
措置要求	0
不服申立て	0

1.3 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
30	698,432	▲61,085	84,595	12.1	13.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30	10	48,671	19,498	16,426	84,595	8,460	6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

3 団体平均とは、全国の市町村（政令指定都市を除く）公営企業（水道事業）の平均値です。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 浦 市	44.3 歳	350,733 円	561,973 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 浦 市		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額（30年度） 1,863 千円		1人当たり平均支給額（30年度） 1,525 千円	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 () 月分 勤勉手当 1.85 月分 () 月分		(30年度支給割合) 期末手当 — 月分 () 月分 勤勉手当 — 月分 () 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

松 浦 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）			その他の加算措置 —		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 33,114 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（31年4月1日現在）・・・該当なし

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		40 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		10,050 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		33.3 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
緊急出務手当	勤務時間外に緊急的用務で出務した職員	緊急的用務 （夜間、休日等の補修業務等）	1回につき 300円
用地交渉手当	用地交渉業務に継続的に従事する職員	土地の取得等及び損失に係る 交渉業務	1回につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	7,101 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	710 千円
支給実績（29年度決算）	2,644 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	331 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （30年度決算）
扶養手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		2,561 千円	284,556 円
住居手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		1,142 千円	380,500 円
通勤手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		1,039 千円	115,389 円
管理職手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		396 千円	396,000 円
宿日直手当	勤務1回につき7,200円 5時間未満の場合は、4,200円	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		0 千円	0 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
30	381,014	7,484	21,048	5.5	5.5

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30	3	13,536	1,999	5,513	21,048	7,016	6,339

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。
 3 団体平均とは、全国の市町村（政令指定都市を除く）公営企業（工業用水道事業）の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松浦市	49.7 歳	396,950 円	648,909 円
団体平均	43.4 歳	342,449 円	525,827 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松浦市	団体平均
1人当たり平均支給額（30年度） 1,821 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,586 千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 () 月分 () 月分	(30年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 () 月分 () 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

松浦市	団体平均
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 — 月分 — 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 — 月分 — 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 — 月分 — 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 — 月分 — 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）	—
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 6,193 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		2 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		900 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		66.6 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
緊急出務手当	勤務時間外に緊急的用務で出務した職員	緊急的用務 （夜間、休日等の補修業務等）	1回につき 300円
用地交渉手当	用地交渉業務に継続的に従事する職員	土地の取得等及び損失に係る 交渉業務	1回につき 300円

エ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	400 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	133 千円
支給実績（29年度決算）	31 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	16 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （30年度決算）
扶養手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		603 千円	301,500 円
住居手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		648 千円	324,000 円
通勤手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		298 千円	149,000 円
管理職手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき7,200円 5時間未満の場合は、4,200円	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	*4 職員の手当の状況（6）と同じ	同		0 千円	0 円